

居住支援制度の ご案内



このパンフレットは住宅確保要配慮者※の方が、すまいに関する情報が得やすいように西宮市等の公的機関が行っているすまいに関する支援制度をまとめたものです。

※住宅セーフティネット法（平成 19 年法律第 112 号）第 1 条に示された
「低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を育成する家庭、その他
住宅の確保に特に配慮を要する者」のこと

西宮市

すまいに関することで、皆さんの悩みに合せた制度を紹介します。

1 保証人の確保が難しい、家賃が払えるか心配 P.1

- ▷家賃債務保証会社の家賃保証
- ▷UR 賃貸住宅の各種制度
- ▷生活保護

2 借りられる部屋が見つからない P.2

- ▷ひょうごあんしん賃貸住宅
- ▷市営住宅募集における優先枠
- ▷西宮市内サービス付き高齢者向け住宅
有料老人ホーム

3 一時的なまとまった費用を捻出することが難しい P.3

- ▷住居確保給付金
- ▷生活福祉資金貸付制度（総合支援資金貸付）
- ▷母子父子寡婦福祉資金（貸付金）

4 住まいをバリアフリー化しないと生活することが難しい . . P.4

- ▷住宅リフォーム制度
- ▷西宮市人生80年いきいき住宅改造助成事業
- ▷介護保険を利用した住宅改造助成

5 急病が心配だ。 P.5

- ▷緊急通報機器の貸与
- ▷地域安心ネットワーク制度

6 認知症などで手続き等ができなくなるのが心配だ。 P.6

- ▷西宮市高齢者・障害者権利擁護支援センターでの相談
- ▷成年後見制度利用支援事業

7 その他 P.6

- ▷各種相談窓口

家賃債務保証会社の家賃保証

■対象

高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯、外国人世帯などの住宅確保要配慮者

※本制度の利用は財団と家賃債務保証制度の利用に関する基本約定を締結した賃貸住宅に限る

※申込条件など詳細については、(一財)高齢者住宅財団のホームページ等を参考にして下さい。

使用料・保証料など

(借主さまの負担分)

2年間の保証の場合 = 月額家賃の35%

※原則入居者負担で、契約時に一度、お支払いいただきます

(補償限度額)

滞納家賃 = 月額家賃の12ヵ月分相当額

原状回復費用および訴訟費用 = 月額家賃の9ヵ月分相当額

●事業主の皆さまへ

(一財)高齢者住宅財団が家賃債務等を保証することにより、賃貸住宅の家主の方は家賃の不払いに関わる心配が軽減され、安心して入居いただくことができます。

お問い合わせ先 (一財) 高齢者住宅財団 TEL(03)3206-6437

UR 賃貸住宅の各種制度

UR都市機構の賃貸住宅では賃貸する際に必要となる、礼金、仲介手数料、更新料、保証人が必要ありません。

また、若者世帯や親世帯との近居などを対象とした、U35割、子育て割、そのママ割、近居割の制度があります。各種割引対象者や割引率については機構にお問合せください。

お問い合わせ先 UR都市機構 梅田営業センター TEL(06)6346-3456

生活保護

病気や高齢、その他の理由のために、最低限度の生活を維持できない世帯に、困窮の程度に応じた保護を行い、一日も早く自立できるよう手助けする制度です。生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助など8種類あります。給付条件等の詳細については、担当課にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先 西宮市 厚生第1課 TEL(0798) 35-3056

ひょうごあんしん賃貸住宅

高齢者等の住宅確保要配慮者の入居を断らない住宅がひょうご住まいサポートセンターのホームページに登録されています。

■対象

高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯、外国人世帯などの住宅確保要配慮者で家賃等を適正に支払うことができ、自立した日常生活を営むことができる方
(居住支援を受けることによって自立することが可能となる場合も含む)

●賃貸人の皆さまへ

賃貸人の皆さまは、仲介事業者（宅地建物取引業の免許又は賃貸住宅管理業者としての登録を受けている事業者）を通じて高齢者等の入居を断らない物件情報を『あんしん賃貸住宅』として登録し、ひょうごあんしん住宅ネットで入居者を募集することができます。

お問い合わせ先

兵庫県居住支援協議会事務局（ひょうご住まいサポートセンター）

TEL(078)360-2536

市営住宅募集における優先枠

年4回を予定している市営住宅募集のうち、概ね4月、9月、1月に行う市営住宅募集については、高齢者 障害者 母子（父子）多子 子育て世帯の方を対象に優先枠を設けています。

お問い合わせ先 西宮市営住宅北部管理センター TEL(0798)35-5028

西宮市内サービス付き高齢者向け住宅・有料老人ホーム

（サービス付き高齢者向け住宅とは）

主に民間事業者などにより運営され、サ高住・サ付き住宅とも呼ばれる都道府県政令市中核市単位で認可・登録された賃貸住宅です。室の広さや設備、バリアフリーといったハード面の条件を備えるとともに、安否確認や生活相談等のサービスを提供しています。

（有料老人ホームとは）

主に高齢者の入居者に対して食事、介護、家事、健康管理のうちいずれかのサービスを提供する住まいで、以下の3類型に分類されます。

- ①「介護付き」・・・様々な種類の介護サービスを提供する
- ②「住宅型」・・・日常的な介護サービスを提供する
- ③「健康型」・・・介護サービスが必要になると退去する

お問い合わせ先

西宮市 有料老人ホーム・サービス付き住宅 で検索してください

住居確保給付金

離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方には、就職に向けた活動をするなどを条件に一定期間、家賃相当額を支給します。（上限あり）支給期間は3ヶ月です（要件を満たせば延長申請が可能）生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。

■対象

西宮市内に在住の65歳未満の方で、世帯の生計中心者であり、離職後2年以内であることが条件です。その他、収入や資産に関する要件などがあります。

お問い合わせ先 ソーシャルスポット西宮よりせい TEL(0798)31-0199

生活福祉資金貸付制度（総合支援資金貸付）

新たな仕事を探し、生活再建を行う間の生活費など必要な費用を貸し付け、自立に向けた取り組みを支援することを目的とします。生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費の3種類があります。（原則として生活困窮者自立支援法に基づく相談支援事業の利用が要件となります）

■対象

他制度の利用が困難な低所得者世帯で一時的に生活に困窮している方が対象になります。

※その他にも要件がありますので詳しくはお問い合わせください。

■貸付制度の種類

（1）生活支援費

失業者等の低所得世帯で、日常生活全般に困難を抱えている方の生活再建に必要な費用
（貸付限度額） 二人以上の世帯 月額20万円以内
単身世帯 月額15万円以内を3ヶ月以内

（2）住宅入居費

同世帯の住宅の賃貸契約を結ぶための費用
（貸付限度額） 40万円以内

（3）一時生活再建費

同世帯の生活を再建するために一時的に必要な費用
（貸付限度額） 60万円以内

⇒(1)、(2)、(3)とも貸付利子は無利子（但し連帯保証人を立てられない場合は1.5%）

据置期間は最終貸付日から6ヶ月以内で返済期間は10年以内

お問い合わせ先

西宮市社会福祉協議会 相談支援事業課 TEL(0798)37-0010

母子父子寡婦福祉資金（貸付金）

20歳未満の子供を育てている母子家庭の母・父子家庭の父や、両親のいない子どもの経済的な安定と自立のために、転宅資金などの貸付相談を受け付けています。

また、現在扶養している子どもが20歳以上のかつて母子家庭の母であった寡婦、婚姻をしたことのある40歳以上の配偶者のない女性で一定の要件をみたす方も同様の制度があります。

お問い合わせ先 西宮市 子供家庭支援課 TEL(0798) 35-3166

住宅リフォーム制度

市内産業の活性化と市民の住環境の向上を図るため、市内の施工業者を利用して、自宅の改修や補修工事などを行う場合に、その費用の一部を助成する制度です。対象工事の範囲や募集期間等については担当課にお問合せください。

■助成率・補助限度額

助成率：1/10 補助上限額：10万円 ※補助対象は費用が20万円以上（税込）の工事に限ります

お問い合わせ先 西宮市 商工課 TEL(0798) 35-3169

4

西宮市人生80年いきいき住宅改造助成事業

バリアフリー住宅へ改造工事を行った場合、その工事費用の一部に対し助成金をお支払いする制度です。一般型、共用型、特別型の3種類があります。

■対象

- (1) 一般型 特別型に該当する者が属する世帯以外で、60歳以上の高齢者のいる世帯
- (2) 共用型 棟21戸以上の既存分譲共同住宅の管理組合
(但し、建築年又は住戸数によっては対象外となる場合があります)
- (3) 特別型 ①介護保険の要支援・要介護認定を受けた者のいる世帯
②身体障害者手帳または療育手帳を持っている人がいる世帯

■助成率・助成額上限

- (1) 一般型 助成率：1/3、助成額上限：33.3万円
- (2) 共用型 助成率：1/3、助成額上限：33.3万円
- (3) 特別型 助成率：1/3～(対象世帯により異なる)、助成額上限：33.3万円

●住宅の耐震・バリアフリー・省エネ改修に伴う固定資産税の減額

時期、要件を満たす住宅の改修工事を行った場合、固定資産税に関する減税制度があります。

お問い合わせ先 西宮市 資産税課 TEL(0798)35-3273

お問い合わせ先

一般型・共用型 西宮市 すまいづくり推進課 TEL(0798)35-3771

特別型 西宮市 生活支援課 TEL(0798)35-3175

介護保険を利用した住宅改造助成

手すりの取り付け等の小規模の一定種類の住宅改修を行った際に、改修費を保険給付する制度です。上記の西宮市人生80年いきいき住宅改造助成事業 特別型（介護保険の要介護・要支援）と合せて利用できる場合があります。

■助成率・補助限度額

助成率：所得により8/10～9/10 補助上限限度額：20万円

お問い合わせ先 西宮市 介護保険課 給付・適正化チーム TEL(0798)35-3048

緊急通報機器の貸与

在宅での生活が不安な高齢者等に、万が一のときに緊急用のボタンを押すだけで、24時間体制の緊急通報救助ステーションに連絡が入る通報機器をお貸しします。ステーションより連絡を受けた消防署などの協力機関や福祉協力員をはじめとする地域の協力体制によって、救援の手がさしのべられる制度です。

■対象

- ・概ね65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯など
- ・原則、近隣（概ね徒歩5分以内）に2親等内の親族が居住していない方

■利用料

- ・月額380円
- ※利用料は前年度の所得に応じ変わります。
- ※月額料金はH29年3月現在のものであり、利用料は変更になることがあります。
- ※機器設置には有線の固定電話回線が必要です。

■申込

- ・各地域の民生委員に申込みの相談をしてください。
- ・緊急通報受信時に、概ね5分以内に駆けつけていただける福祉協力員（2親等以内の親族除く）が原則2名必要です。

お問い合わせ先 西宮市 高齢福祉課 TEL(0798)35-3077

地域安心ネットワーク制度

地域安心ネットワークは、日常の見守りが必要な方の情報を登録し、民生委員が見守りを行うことで生活不安の解消を図ります。事前登録が必要です。

また、緊急連絡先やかかりつけ医などの情報を、民生委員と市の担当部署（福祉・防災・消防）で共有し、緊急時や災害時に関連機関が連携して、迅速な救済活動に役立てます。

■対象となる方と登録方法

- (1) 市内にお住まいの65歳以上の方

登録の受付は地域の民生委員が窓口になっています。民生委員の連絡先がわからない方、その他ご不明なことがある場合は、地域共生推進課までお問合せください。

- (2) 市内にお住まいの65歳未満で身体障害者手帳または療育手帳を所有している方

お問い合わせ先

- (1) 65歳以上の方

地域の民生委員又は西宮市 地域共生推進課 TEL(0798)35-3032

- (2) 65歳未満で身体障害者手帳又は療育手帳を所有している方

西宮市 障害福祉課 TEL(0798)35-3194

西宮市高齢者・障害者権利擁護支援センターでの相談

権利擁護支援センターでは、障害のある方や高齢の方に対して、さまざまな権利擁護に関する相談や成年後見制度の利用の手続きなどに関する相談を伺い、必要に応じた支援を行います。

【このようなときはご相談ください】

- ⇒ 契約や手続きに不安がある
- ⇒ 家賃をきちんと支払っていただけるか心配 など

お問い合わせ先

西宮市高齢者・障害者権利擁護支援センター TEL(0798)37-0024

成年後見制度利用支援事業

身寄りがなく、成年後見制度を利用するための申立を行う者がいない人に対し、市長による審判の申立を行います。

加えて、申立に係る費用及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。

■対象

認知症高齢者、知的障害もしくは精神障害のある人で、配偶者や二親等内の親族に申立を行う者がいない人など

■報酬助成上限額

在宅の場合 28,000 円 / 月、施設等へ入所の場合 18,000 円 / 月

※助成対象者となるには条件があります

お問い合わせ先 西宮市 生活支援課 TEL(0798)35-3175

各種相談窓口

制度名	相談場所	日時	お問い合わせ先
建築・リフォーム相談	西宮市役所 1 階 市民相談課	(水) 10 時～12 時	すまいづくり推進課 (0798)35-3778
不動産相談	西宮市役所 1 階 市民相談課	(木) 9 時 30 分～12 時	すまいづくり推進課 (0798)35-3778
マンション管理相談	西宮市役所 1 階 市民相談課	(金) 9 時 30 分～12 時	すまいづくり推進課 (0798)35-3778
人権相談	西宮市役所 1 階 市民相談課	第 1・3 (木) 13 時～16 時	人権平和推進課 (0798)35-3320
母子・父子相談	西宮市役所 7 階 子供家庭支援課	(月～金) 9 時～17 時 30 分	子供家庭支援課 (0798)35-3166
外国人の生活に関する相談	池田町 11-1 フレンテ西宮 4 階 西宮市国際交流協会	(月～金) 9 時～17 時 30 分	西宮市国際交流協会 (0798)32-8680